（特定投資家向け有価証券取引契約等）

第百二十五条の六　［略］

2　法第四十条の五第二項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定投資家向け有価証券の発行者は、法に別段の定めがある場合を除き、法第二十五条第一項第三号から第八号までに掲げる書類を提出する義務を負わないこと。

［二～四　略］

（届出日から起算して一月以内に記載することが困難である事項を記載する書類等）

第二百八条の三　令第十七条の二の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、第二百八条の五第二号に掲げる様式に定める事項を記載する書類とする。

2　親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。以下この節において同じ。）が外国会社である特別金融商品取引業者は、令第十七条の二の三第一項ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　特定書類（令第十七条の二の三第一項に規定する特定書類をいう。第六号及び第四項において同じ。）の提出に関し当該承認を受けようとする期間

五　［略］

六　特定書類の提出に関し当該承認を必要とする理由

3　［略］

4　金融庁長官は、第二項の承認の申請があった場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、届出日から起算して三月以内に特定書類を提出することができないと認められるときは、令第十七条の二の三第一項ただし書の承認をするものとする。

（届出日以後親会社があることとなった日から起算して一月以内に記載することが困難である事項を記載する書類等）

第二百八条の七　［略］

（四半期経過後一月以内に記載することが困難である事項を記載する書類等）

第二百八条の十一　令第十七条の二の三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、前条第一項第二号に掲げる様式に定める事項を記載する書類とする。

2　親会社が外国会社である特別金融商品取引業者は、令第十七条の二の三第三項ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　特定書類（令第十七条の二の三第三項に規定する特定書類をいう。次号及び第四項において同じ。）の提出に関し当該承認を受けようとする期間

五　特定書類の提出に関し当該承認を必要とする理由

3　［略］

4　金融庁長官は、第二項の承認の申請があった場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期（法第四十六条の六第三項に規定する四半期をいう。以下この条及び第二百八条の十四において同じ。）経過後三月以内に特定書類を提出することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する

（特定投資家向け有価証券取引契約等）

第百二十五条の六　［同上］

2　［同上］

一　特定投資家向け有価証券の発行者は、法に別段の定めがある場合を除き、法第二十五条第一項第四号から第十号までに掲げる書類を提出する義務を負わないこと。

［二～四　同上］

（届出日から起算して一月以内に提出することが困難である書類等）

第二百八条の三　令第十七条の二の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、第二百八条の五第二号に掲げる様式に定める事項を記載した書類とする。

2　［同上］

［一～三　同上］

四　令第十七条の二の三第一項に規定する書類の提出に関し当該承認を受けようとする期間

五　［同上］

六　令第十七条の二の三第一項に規定する書類の提出に関し当該承認を必要とする理由

3　［同上］

4　金融庁長官は、第二項の承認の申請があった場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、届出日から起算して三月以内に令第十七条の二の三第一項に規定する書類を提出することができないと認められるときは、同項ただし書の承認をするものとする。

（届出日以後親会社があることとなった日から起算して一月以内に提出することが困難である書類等）

第二百八条の七　［同上］

（四半期経過後一月以内に提出することが困難である書類等）

第二百八条の十一　令第十七条の二の三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、前条第一項第二号に掲げる様式に定める事項を記載した書類とする。

2　［同上］

［一～三　同上］

四　令第十七条の二の三第三項に規定する書類の提出に関し当該承認を受けようとする期間

五　令第十七条の二の三第三項に規定する書類の提出に関し当該承認を必要とする理由

3　［同上］

4　金融庁長官は、第二項の承認の申請があった場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期（法第四十六条の六第三項に規定する四半期をいう。以下この条及び第二百八条の十四において同じ。）経過後三月以内に令第十七条の二の三第三項に規定する書類を提出することができないと認められるとき